2024年4月1日現在

グリーンパーク居宅介護支援事業所　料金表

サービス費用

事業所が行う居宅介護支援に対しては、利用者の負担はございません。
但し、介護保険適用の場合においても、保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなる場合があります。その場合、一旦、１ヶ月あたり下記の料金をお支払い頂き、併せてサービス提供証明書を発行致します。

①居宅介護支援費

	算定条件等	単位数／月	金額／月
基 本 報 酬	要介護　１・２	1,086	12,001円
	要介護　３・４・５	1,411	15,592円
特定事業所加算 （Ⅱ）	一定の職員を配置し質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整えていること	421	4,653円

②加算（以下の要件を満たす場合、上記の利用料に以下の料金が加算されます）

加算項目	算定条件等	単位数／月	金額／月
初 回 加 算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300	3,315円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	病院または診療所に入院した日のうちに、当該病院または診療所の職員に対して必要な情報提供をしていること	250	2,763円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	病院または診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院または診療所の職員に対して必要な情報提供をしていること	200	2,210円
退院・退所加算（Ⅰ）イ	病院または診療所･介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること	450	4,973円
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	病院または診療所･介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより1回受けていること	600	6,630円
退院・退所加算（Ⅱ）イ	病院または診療所･介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により2回受けていること	600	6,630円
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	病院または診療所･介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を2回受けており内1回はカンファレンスによること	750	8,288円
退院・退所加算（Ⅲ）	病院または診療所･介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を3回以上受けており、内1回はカンファレンスによること	900	9,945円
ターミナルケア マネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対し死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上同意を得て居宅を訪問し心身状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合	400	4,420円
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院または診療所の求めにより、当該病院または診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200	2,210円
通院時情報連携加算	医師の診察に同席し利用者に係る心身の状況や生活環境等の情報提供を行い、それに対し医師から助言や指導を受けた場合	50	553円

＊金額は単位数に武蔵野市の地域区分単価11.05円を乗じたものです